

桑名市A Iチャットボットによる子育て応援業務委託
に係るプロポーザル実施要領

桑名市 子ども未来部 子ども未来課

1 業務名

桑名市A Iチャットボットによる子育て応援業務委託

2 業務の要旨・目的

子育て分野の情報は多岐にわたることに加え、子育てニーズの多様化に伴い、市にはさまざまな問い合わせが寄せられている。また、子育て世帯には、育児や仕事で忙しく日中に問合せできない方も多いことから、情報発信の更なる充実が求められている。このような状況の中、AIチャットボットを導入し、子育ての情報を速やかに検索、取得できるようにすることで、子育て支援の更なる充実と情報発信を図ることを目的に行う。

本実施要領は、上記の目的を果たすため、本業務を受託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

3 業務概要

(1) 業務内容

別紙「桑名市A Iチャットボットによる子育て応援業務委託仕様書」のとおりとする。

(2) 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

契約締結日から令和5年7月31日まではサービス構築期間とし、令和5年8月1日（予定）に本格稼働を行う。詳細なスケジュールについては、協議の上決定することとする。

※令和6年度以降も運用の継続を予定しているが、令和6年度以降の運用保守等業務については、業務の仕様や性質に応じた適切な契約方法により契約を行う予定。ただし、市議会の議決を経て各年度予算が成立することが契約締結の条件となる。

(3) 提案上限額（初期導入経費及びサポート等保守運用経費を含む）

8,426,000円（消費税及び地方消費税の額抜き）

※翌年度以降の契約については、歳出予算が議会議決後まで確約されるものではないが、翌年度の経費を参考までに提示されたい。

(4) 事務担当課

桑名市 子ども未来部 子ども未来課 子ども政策係

所在地：〒511-8601 桑名市中央町二丁目37番地 桑名市役所本庁舎2階

電話：0594-24-1172 FAX：0594-24-1393

電子メール：ksienm@city.kuwana.lg.jp

4 参加資格要件

参加者は、参加申出書の提出時点において、次に示す要件をすべて満たす者とする。
なお、参加者が、以上の条件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 平成30年4月1日以降に、自治体へのAIチャットボットの導入業務を行い、1年以上の運用経験があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 現に有効な桑名市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (4) 桑名市請負工事入札参加者指名停止基準（平成18年8月30日告示第15号）による指名停止または他の公共団体の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始がなされている者ではないこと。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び刑法（明治40年法律第45号）に抵触する行為を行っていないこと。
- (8) 代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (9) 情報セキュリティ認証（プライバシーマークなど）を取得していること。

5 スケジュール

本業務に係る契約候補者選定の主な日程は次のとおりとする。ただし、桑名市の都合により予定が変更となる場合がある。

内 容	日 程
1) 公募・質問受付開始	令和5年5月8日（月）
2) 質問受付期限	令和5年5月11日（木）
3) 質問回答	令和5年5月15日（月）まで随時

4) 参加申出提出期限	令和5年5月15日(月)
5) 参加資格審査結果通知	令和5年5月18日(木)
6) 企画提案書提出期限	令和5年5月25日(木)
7) プレゼンテーション	令和5年6月5日(月)
8) 審査結果通知	令和5年6月7日(水)
9) 契約締結予定	令和5年6月中旬
10) 準備期間	契約締結日～本稼働日
11) 本稼働予定日	令和5年8月1日

※ 受付期限は月曜日から金曜日(休日・祝日を除く)の午前9時から午後5時までとする。

6 質問の受付について

質問は次の方法により受け付け、本業務に直接関係しない事項、電話及び口頭での質問は受け付けません。

(1) 質問方法

質問書(様式第7号)(データ)を下記受付メールアドレスにメールにて提出すること。

(2) 質問受付期限

令和5年5月11日(木)午後3時必着

(3) 受付メールアドレス

ksienm@city.kuwana.lg.jp

(4) 質問に対する回答

令和5年5月15日(月)までに、桑名市ホームページに掲載する。

URL <https://www.city.kuwana.lg.jp/>

7 参加申出書の提出について

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加申出書及び前記「4 参加資格要件」を満たすことを証明する資料を次のとおり提出すること。なお、各種様式については、別紙「桑名市AIチャットボットによる子育て応援業務委託提出書類作成要領」を参考に作成すること。

(1) 提出先：3(4)と同じ

(2) 提出書類：参加申出書(様式第1号)

会社概要(様式第2号)

業務実績(様式第3号)

業務従事予定者(同種業務)経歴書(様式第4号)

(3) 提出方法：持参又は郵送にて提出すること(郵送の場合は、書留郵便とする)

(4) 受付時間：午前9時から午後5時まで(但し、土日祝日は除く)

- (5) 提出期限：令和5年5月15日午後5時まで（必着）
- (6) 提出部数：各1部
- (7) 参加資格の決定
参加資格の有無は、提出書類を審査のうえ、別途通知する。

8 企画提案書等について

参加資格が認められた者は、次のとおり企画提案書及び付属資料を提出すること。なお、各種様式については別紙「桑名市A Iチャットボットによる子育て応援業務委託提出書類作成要領」を参考に作成すること。

- (1) 提出先：3（4）と同じ
- (2) 提出書類：企画提案書表紙（様式第5号）
実施体制図（任意様式）
実施方針（様式第6号）
企画提案（任意様式）
見積書及び見積内訳書（任意様式）
※簡易製本すること
- (3) 提出方法：持参又は郵送にて提出すること（郵送の場合は、書留郵便とする）
- (4) 提出期限：令和5年5月25日（木）午後5時まで（必着）
- (5) 提出部数：7部（正本1部、副本6部）
※プレゼンテーションは、参加者名を伏せた状態で行うため、「企画提案（任意様式）」には参加者を直接特定できる情報を含まないよう配慮すること。

9 審査方法

桑名市A Iチャットボットによる子育て応援業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、プロポーザル審査基準に基づき審査する。また、桑名市が開催する委員会において、企画提案書の補足説明とヒアリングをするためのプレゼンテーションを実施する。

- (1) 書類審査
提案書等、提出された書類の審査を行う。
- (2) プレゼンテーション及び質疑応答
 - ① 実施日
令和5年6月5日（月）
 - ② プレゼンテーション及び質疑応答時間 30分程度
プレゼンテーションについては、提出した企画提案書を使用することとし、本業務に実際に係るものを行うこと（計5名以内）。1事業者につき、プレゼンテーションは20分以内とし、その後の質疑応答は10分程度とする。

※質疑応答が無い場合、その時点で終了する。

③ プレゼンテーション使用機器等

プレゼンテーション時に使用するパソコン、プロジェクター、スクリーンは提案者で準備すること。

④ 日程の詳細については後日通知する。

(3) 選定に係る留意事項

① 委員会において、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションについて内容を審査し、最も高い点数を得た参加者を優先交渉権者とし、二番目に高い者を次点とする。

② 審査点数が同点の場合、提案内容が高い者を優先交渉権者とし、更に同点の場合見積金額の低い者を優先交渉権者とする。また、参加者が1者のみの場合には、桑名市が定める基準を満たした提案内容であれば交渉権者とする。

(4) 選定結果

① 委員会終了後、スケジュールのとおり、プレゼンテーションを行った参加者に選定結果を文書で通知する。また、同日午後5時までに市ホームページにおいて公表する。

② 選定の理由、結果に対する問い合わせ、異議には応じない。

10 契約について

(1) 審査により決定した受託候補者と業務委託契約の仕様書の確定の協議を行い、当該協議の結果、仕様書の訂正、追加、削除等を行うものとする。

(2) 受託候補者と合意に至らなかった場合は、次点者を受託候補者とし、協議を行うものとする。

(3) 受託候補者は、消費税及び地方消費税の滞納がないことを証する納税証明書を、県内事業者又は市内事業者については、それぞれ納税状況のわかるものを提出すること。

11 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、該当参加者を失格とする。

(1) 提出期限までに企画提案書等を提出しない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 見積書額が委託業務限度額を超える場合

(4) 会社更生法等の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態である場合

(5) 審査の公平性を害する行為を行った場合

(6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為など、委員会

が失格であると認めた場合

- (7) 参加申出に係る書類を提出以降契約締結までに、本実施要領による参加資格要件を満たさないこととなった場合

12 その他

- (1) 提出された企画提案書は、本件用途以外の目的で使用しないものとする。
- (2) 企画提案書等の提出後、選定までの間は、企画提案書等に記載された内容の追加及び変更は認めない。ただし、桑名市からの疑義照会やプレゼンテーション等の結果、企画提案書等の引換えや変更が必要となり、要求した場合は除く。
- (3) 企画提案にかかる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (4) 提出した企画提案書等は返却しない。
- (5) 本件に係る情報公開請求があった場合は、企業秘密など公開することで提案者に不利益を与える部分を除いては原則公開とする。
- (6) 参加申出書を提出後に辞退する場合は、参加辞退届（任意様式）を提出すること。
- (7) 本プロポーザルによりなされた契約は、受託候補者と令和5年度に単年度契約を締結し、令和6年度については、業務の継続に問題がないかを判断のうえ、随意契約を締結するものとする。ただし、市議会の議決を経て各年度予算が成立することが契約締結の条件となる。
- (8) 受託者は、業務の全部または一部を他に委託し、又は請負わせてはならない。
(再委託の禁止)